商標制度

州名	国コード	国又は地域名	1 パリ条約	2 WTO協定	3 TLT	4 協定議定書	5 ニース協定	6 商標法	7 現地代理人の必要性	8 審査制度	9 権利付与の原則	10 本国登録要件	11 存続期間 起算日	11 存続期間 期間（年）	12 不使用取消（年／請求先）	13 譲渡要件	14 異議申立 起算日	14 異議申立 期間	15 無効審判 起算日	15 無効審判 期間	16 分類	17 国際分類	18 広域制度	19 一出願多区分制の有無	備考
アジア	BD	バングラデシュ	○	○	×	×	×	○	－	○	先願	－	出願	7 更10	5/△	◎	公開	2月	●		商品 34 サービス 11	○	－	×	
	BN	ブルネイ	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	－	登録	10 更	5/△	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 8	○	－	○	
	BT	ブータン	○	△	×	○	×	○	要	○	先願	－	出願	10 更	3目▲	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	－	－	
	CN	中国	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	登録	10 更	3/△	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	－	○	
	HK	香港	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	3/△▲	◎	公開	3月	○/●		商品 34 サービス 11	○	－	○	
	ID	インドネシア	○	○	○	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	3/△	○	公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	－	○	
	IN	インド	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5/△	◎	公開	4月	○		商品 34 サービス11	○	－	○	
	JP	日本	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	登録	10 更	3/△	◎ (備1)	公報	2月	○(備2)		商品 34 サービス 11	○	－	○	(備1)商標法24条の2第2項及び第3項に規定されている場合には譲渡できない。同法7条の2に規定する地域団体商標は譲渡できない。 (備2)請求の理由によっては、設定登録から5年を経過した後は請求できない場合がある(商標法47条)。
	KH	カンボジア	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	－	出願	10 更	5/△	◎	公報	90日	○		商品 34 サービス 11	○	－	－	
	KR	韓国	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	－	登録	10 更	3/△	◎	公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○	－	○	
	LA	ラオス	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	－	出願	10 更	5	◎	公開	60日	●		商品 34 サービス 11	○	－	○	
	LK	スリランカ	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	－	出願	10 更	5/▲	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 8	○	－		
	MM	ミャンマー	×	○	×	×	×	○(備)	要	○(備)	先願(備)	－	出願(備)	10 更	3/△ (備)	◎ (備)	公開(備)	60日	登録(備)	5年	商品 34 サービス 11	○(備)	－	×	(備)法律の制定はされているが現在未施行である
	MN	モンゴル	○	○	×	○	○	○	－	○	先願	－	出願	10 更	5/▲	○	－		○		商品 34 サービス 11	○	－	－	
	MO	マカオ	○	○	×	×	○	○	要	○	折衷	×	登録	7 更	3/△	◎	公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○	－		
	MV	モルディブ	×	○	×	×	×	×	調査時点において、商標法は未制定。								左記参照						－		
	MY	マレーシア	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	3/△	◎	公開	2月	●		商品 34 サービス 11	○	－	○	
	NP	ネパール	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	○	登録	7 更	1/△	○	公報	35日	○		（備）	－	－		(備)本国登録の分類に従う。
	PH	フィリピン	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	－	登録	10 更	3/△	○	公開	30日	○		商品 34 サービス 11	○	－	○	
	PK	パキスタン	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	－	出願	10 更	5/△	◎	公報	2月	○		商品 34 サービス 11	○	－	×	
	SG	シンガポール	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	－	出願	10 更	5/△	◎	公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○	－	○	出願日を登録日とみなす。
	TH	タイ	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	3/△	◎	公開	90日	○		商品 34 サービス 11	○	－	－	
	TW	台湾	×	○	×	×	×	○	要	○	先願	－	登録	10 更	3/△	◎	登録	3月	○		商品 34 サービス 11	○	－	○	
	VN	ベトナム	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	－	出願	10 更	5/△	◎	公開	(備)	○		商品 34 サービス 11	○	－	○	(備)公告日から登録までの間、意見書の提出可能。
大洋州	AU	オーストラリア	○	○	○	○	○	○	要	○	折衷	×	出願	10 更	3/△	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	－	○	
	FJ	フィジー	×	○	×	×	×	○	要	○	先使用	－	出願	14 更	5/▲	○	公開	3月	－		商品 50	×	－		
	NZ	ニュージーランド	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	みなし登録日（備）	10 更	3/△	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	－	○	(備)第5条に基づいて、みなし登録日とは出願日(または優先日)とする。
	PG	パプアニューギニア	○	○	×	×	×	○	要	○	先使用	－	出願	10 更	3/▲	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 8	○	－	×	
	SB	ソロモン	×	○	×	×	×	○	－	○	ー	（備）	（備）	10 更	－	－	－		－		商品 34 サービス 11	○	－	○	(備)英国登録商標の商標権者等は商標を出願・登録することができる。更新後を含め英国登録商標が有効な間、ソロモン諸島の登録は有効に存続する。
	TO	トンガ	○	○	×	×	×	○	要	○	先使用	×	出願	10 更	3/△	◎	公開	3月	○		－	○	－		

州名	国コード	国又は地域名	1 パリ条約	2 WTO協定	3 TLT	4 協定議定書	5 ニース協定	6 商標法	7 現地代理人の必要性	8 審査制度	9 権利の付与原則	10 本国登録要件	11 存続期間 起算日	11 存続期間 期間（年）	12 不使用取消（年／請求先）	13 譲渡要件	14 異議申立 起算日	14 異議申立 期間	15 無効審判 起算日	15 無効審判 期間	16 分類	17 国際分類	18 広域制度	19 一出願多区分制の有無	備考
中東	AE	アラブ首長国連邦	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	－	出願	10 更	5/△	◎	公開	30日	○		商品 34 サービス 11	○	GCC	○	第32類のビール類及び第33類は登録不可。
	BH	バーレーン	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	－	出願	10 更	5/△	○	公開	60日	●		商品 34 サービス 11	○	－	－	
	IL	イスラエル	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	3/△	◎	公開	3月	登録	5年	商品 34 サービス 11	○	－	○	
	IQ	イラク	○	△	×	×	×	○(備)	要	○	折衷	－	出願	10 更	3/▲	◎	公開	90日	登録	5年	商品 34 サービス 8	○	－		(備)連合暫定施政当局（CPA）指令第80号
	IR	イラン	○	△	×	○	○	○	要	○	先使用	×	出願	10 更	3/▲	◎	公開	30日	登録	3年	商品 34 サービス 11	○	－	○	第32類のビール類及び第33類は登録不可。
	JO	ヨルダン	○	○	×	×	○	○	－	○	先使用	－	出願	10 更	3/△	◎	公開	3月	●(備)		商品 34 サービス 11	○	－		(備)無効は高等裁判所に提訴する。
	KW	クウェート	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	○	出願	10 更	5/▲	◎	公開(備)	30日	○		商品 34 サービス 11	○	－		第28類のクリスマスツリーとその関連商品、第29類の豚肉類、第32類のアルコール類及び第33類は登録不可。 (備)最後(3回目)の官報公告日
	LB	レバノン	○	△	×	×	○	○	要	○	先願	－	出願	15 更	5/△	◎	×		登録	5年	商品 34 サービス 11	○	－		
	OM	オマーン	○	○	○	○	×	○	要	○	先願	－	出願	10 更	3/△	◎	公開	90日	登録	5年(備)	商品 33 サービス 11	○	－	－	(備)悪意による登録の場合は期限の定めはなし。
	QA	カタール	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	－	出願	10 更	5/▲	◎	公開	4月	○		商品 33 サービス 11	○	－		第32類のビール類及び第33類は登録不可。
	SA	サウジアラビア	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	×	出願	10(注1) 更	5/▲	◎	公開	60日	●		商品 34(注2) サービス 11	○	－	×	(注1)ヒジュラ暦。グレゴリオ暦では約9年8月。 (注2)アルコール類及び豚肉について登録不可。
	SY	シリア	○	△	×	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	6/△	◎	公開	90日	－		商品 34 サービス 8	○	－	－	
	YE	イエメン	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	－	出願	10 更	7/△	○	公開	6月	○		商品 33 サービス 8	○	－		第32類のビール類及び第33類は登録不可。
	TR	トルコ	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5/△	◎	公開	2月	●		商品 34 サービス 11	○	－	○	
アフリカ	EG	エジプト	○	○	○	○	×	○	－	○	先願	－	出願	10 更	9/△	◎	公開	60日	●(備)		商品 34 サービス 12	○	－	－	(備)先使用を理由とするときは登録から5年以内。
	ET	エチオピア	×	△	×	×	×	○	要	○	先願	－	出願	7 更	10/△	◎	公開	60日	○		商品 34 サービス 11	○	－		
	KE	ケニア	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	－	出願	10 更10	11/△	◎	公開	60日	●		商品 34 サービス 11	○	ARIPO	○	
	SD	スーダン	○	△	×	○	×	×	要	×	先願	×	出願	10 更	12/△	◎	公開	6月	◎		商品 34 サービス 11	○	ARIPO	－	アルコール類は登録不可。
	TN	チュニジア	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	13/△	◎	公報	2月	●		商品 34 サービス 11	○	－	－	
	NG	ナイジェリア	○	○	×	×	×	○	－	○	先願	×	出願	7 更14	14/△	◎	公開	2月	○		商品 34	○	－	×	
	ZA	南アフリカ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	15/△	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	－	×	
	MA	モロッコ	○	○	○	○	○	○	要	×	先願	－	出願	10 更	16/△	◎	公開	2月	●		商品 34 サービス 11	○	－	－	
	AO	アンゴラ	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	－	出願	10 更	17/△	◎	×		●		商品 34 サービス 11	○	－		
	BF	ブルキナファソ	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	18/△	◎	公開	3月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	○	
	BI	ブルンジ	○	○	×	×	×	○	－	○	先願	×	出願	10 更	19/△	○	公報	30日	●		商品 34 サービス 11	○	－	○	
	BJ	ベナン	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	20/△	◎	公開	3月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	○	
	BW	ボツワナ	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	－	出願	10 更	21/△	◎	公開	3月	○		－	○	ARIPO	－	
	CD	コンゴ民主共和国	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	－	出願	10 更	22/△	◎	×		○		商品 34 サービス 11	○	－		
	CF	中央アフリカ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	23/△	◎	公開	3月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	○	
	CG	コンゴ共和国	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	24/△	◎	公開	3月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	○	

州名	国コード	国又は地域名	1 パリ条約	2 WTO協定	3 TLT	4 協定議定書	5 ニース協定	6 商標法	7 現地代理人の必要性	8 審査制度	9 権利付与の原則	10 本国登録要件	11 存続期間 起算日	11 存続期間 期間（年）	12 不使用取消（年／請求先）	13 譲渡要件	14 異議申立 起算日	14 異議申立 期間	15 無効審判 起算日	15 無効審判 期間	16 分類	17 国際分類	18 広域制度	19 一出願多区分制の有無	備考
アフリカ	CI	コートジボアール	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	25/△	◎	公開	3月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	○	
	CM	カメルーン	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	26/△	◎	公開	3月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	○	
	DJ	ジブチ	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	－	出願	10 更	27/△	◎	×		●		商品 34 サービス 8	○	－		
	DZ	アルジェリア	○	△	×	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	28/△	◎	×		●		商品 34 サービス 11	○	－	－	
	GA	ガボン	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	29/△	◎	公開	3月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	○	
	GH	ガーナ	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	－	出願	10 更	30/△	◎	公報	2月	●(備)		商品 34 サービス 11	○	ARIPO	○	(備)無効は高等裁判所に提訴する。
	GM	ガンビア	○	○	×	○	×	○	要	○(備)	先願	－	出願	10 更	31/△	－	公開	3月	－		－	○	ARIPO	○	(備)審査は、方式、登録適確、先登録及び先願について行われる。
	GN	ギニア	○	○	○	×	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	32/△	◎	公開	3月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	○	
	GQ	赤道ギニア	○	△	×	×	×	○	要	○	折衷	×	出願	10 更	33/△	◎	公開	3月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	○	
	GW	ギニアビサウ	○	○	×	×	×	○	要	○	折衷	×	出願	10 更	34/△	◎	公開	3月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	○	
	KM	コモロ	○	△	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	35/△	◎	公開	3月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	○	(備) 2013.5.25に効力が発生。
	LR	リベリア	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	－	出願	10 更	36/△	○	×(備)		○		－	○	ARIPO	○	(備)情報提供が行える。
	LS	レソト	○	○	×	○	×	○	要	○(備)	先願	－	出願	10 更	37/△	◎	公報	3月	○		商品 34 サービス 8	×	ARIPO	○	(備)先行出願、先行登録の有無を除き審査する。
	LY	リビア	○	△	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	38/△	○	公開	3月	○		商品 34 サービス 12	○	－		
	MG	マダガスカル	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	－	出願	10 更	39/△	◎	×		●		商品 34 サービス 11	○	－	－	
	ML	マリ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	40/△	◎	公開	3月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	○	
	MR	モーリタニア	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	41/△	◎	公開	3月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	○	
	MU	モーリシャス	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	－	出願	10 更	42/△	◎	公開	3月	●		－	○	ARIPO		
	MW	マラウイ	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	－	出願	7 更14	43/△	◎	公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○	ARIPO	－	
	MZ	モザンビーク	○	○	×	○	○	○	－	○	先願	－	出願	10 更	44/△	◎	公開	60	●		商品 34 サービス 11	○	ARIPO	－	
	NA	ナミビア	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	－	出願	10 更	45/△	◎	公開	2月	○		商品 34 サービス 8	○	ARIPO	－	
	NE	ニジェール	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	46/△	◎	公開	3月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	○	
	RW	ルワンダ	○	○	×	○	×	○	要	×	先願	×	出願	10 更	47/△	◎	公開	－	●		商品 34 サービス 11	○	ARIPO	－	
	SC	セーシェル	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	－	出願	7 更14	48/△	◎	公開	2月	●		商品 34 サービス 11	○	ARIPO		
	SL	シエラレオネ	○	○	×	○	×	○	－	○	先願	－	出願	14 更	49/△	○	公開	3月	◎		商品 50 (備)	－	ARIPO	○	(備)旧英国商品分類を採用。
	SN	セネガル	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	50/△	◎	公開	3月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	○	
	ST	サントメ・プリンシペ	○	△	×	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	51/△	◎	公報	90日	○		商品 34 サービス 11	○	ARIPO	－	
	SZ	エスティワニ	○	○	×	○	×	○	要	○(備)	先願	×	登録	10 更	52/△	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	ARIPO	○	(備)先行出願/先行登録については異議申立があった場合に審査する。
	TD	チャド	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	53/△	◎	公開	3月	●		商品 34 サービス 8	○	OAPI	○	
	TG	トーゴ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	54/△	◎	公開	3月	●		商品 34 サービス 11	○	OAPI	○	
	TZ	タンザニア (旧タンガニーカ)	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	－	出願	7 更10	55/△	◎	公開	60日	○		商品 34 サービス 11	○	ARIPO		
		(旧ザンジバル)						○	要	○	先願	－	出願	10 更7	56/△	◎	公開(備)	60日	●		商品 34 サービス 11			○	(備)異議申立は、利害関係者に限られる。
	UG	ウガンダ	○	○	×	×	×	○	要	×	先願	－	出願	7 更10	57/△	◎	公開	60日	○		商品 34 サービス 11	○	ARIPO	○	
	ZM	ザンビア	○	○	×	○	×	○	要	○	折衷	×	出願	7 更14	58/△	◎	公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○	ARIPO	－	
	ZW	ジンバブエ	○	○	×	○	×	○	－	○	先願	×	出願	10 更	59/△	◎	公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○	ARIPO	○	

州名	国コード	国又は地域名	1 パリ条約	2 WTO協定	3 TLT	4 協定議定書	5 ニース協定	6 商標法	7 現地代理人の必要性	8 審査制度	9 権利の付与原則	10 本国登録要件	11 存続期間 起算日	11 存続期間 期間（年）	12 不使用取消（年／請求先）	13 譲渡要件	14 異議申立 起算日	14 異議申立 期間	15 無効審判 起算日	15 無効審判 期間	16 分類	17 国際分類	18 広域制度	19 一出願多区分制の有無	備考
NIS諸国	AM	アルメニア	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	60/△	◎	公開	2月	●		商品 34 サービス 11	○	－	○	
	AZ	アゼルバイジャン	○	△	×	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	61/△	◎	公報	3月	●(備)		商品 34 サービス 8	○	－	○	(備)絶対的理由による場合は無期限、その他の理由による場合は登録から5年。
	BY	ベラルーシ	○	△	×	○	○	○	要	○	先願	－	出願	10 更	62/△	◎	×		○(備)		商品 34 サービス 11	○	－	○	(備)絶対的理由は何人も存続期間内 相対的理由は利害関係人が公告から5年以内
	GE	ジョージア	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	登録	10 更	63/△	◎	公報	3月	●		商品 34 サービス 11	○	－	－	
	KG	キルギス	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	－	出願	10 更	64/△	◎	×		登録	5年(備)	商品 34 サービス11	○	－	○	(備)絶対的拒絶理由を根拠とする場合は無期限。
	KZ	カザフスタン	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	65/△	◎	公報	(備2)	●		商品 34 サービス 11	○	－	○	(備1) 期間の定めはない。 (備2) 先登録又は周知商標を理由とするときは、登録日から5年以内に請求しなければならない。
	MD	モルドバ	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	－	出願	10 更	66/△	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	－	○	
	RU	ロシア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	67/△	◎	×		○		商品 34 サービス 11	○	－	○	
	TJ	タジキスタン	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	－	出願	10 更	68/△	◎	－		登録	5年 (備)	商品 34 サービス 11	○	－	○	(備1)絶対的拒絶理由を理由とする場合は無期限。
	TM	トルクメニスタン	○	△	×	○	○	○	要	○	先願	－	登録	10 更	69/△	◎	×		○		商品 34 サービス 11	○	－	○	
	UA	ウクライナ	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	－	出願	10 更	70/△	◎	×(備)		○		商品 34 サービス 11	○	－	－	(備)情報提供制度がある。
	UZ	ウズベキスタン	○	△	○	○	○	○	要	○	先願	－	出願	10 更	71/△	◎	×		○		商品 34 サービス 11	○	－	－	
欧州	AD	アンドラ	○	△	×	×	×	○	要	○	先願	－	出願	10 更	72/△	◎	×		○		商品 34 サービス 11	○	－		
	AL	アルバニア	○	○	×	○	○	○	要	×	先願	×	登録	10 更	73/△	◎	公開	3月	●		商品 34 サービス 11	○	－	○	
	AT	オーストリア	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	登録(備)	10 更	74/△	◎	公報	3月	○		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	○	(備)登録日の月末から起算する。
	BA	ボスニア・ヘルツェゴビナ	○	△	○	○	○	○	要	○	先願	－	出願	10 更	75/△	○	公開	3月	○		商品 34 サービス 8	○	－	○	
	BE	ベルギー	○	○	○(備1)	○	○	○(備1)	要	○	先願	×	出願	10 更	76/△	◎	公開(備2)	2月	●(備3)		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	○	(備1)ベネルクス統一商標法。 (備2)公開(公告)の翌月1日から起算。 (備3)一部、登録から5年の期限の定めがある場合もある。
	BG	ブルガリア	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	77/△	◎	公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	○	
	CH	スイス	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	78/△	◎	登録	3月	●		商品 34 サービス 11	○	－	○	
	CY	キプロス	○	○	○	○	×	○	要	○	先使用	×	出願	7 更14	79/△	◎	公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	×	
	CZ	チェコ	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	80/△	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	○	
	DE	ドイツ	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願(備)	10 更	81/△	◎	登録	3月	○		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	○	(備)出願月の末日から起算する。
	DK	デンマーク	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	登録	10 更	82/△	◎	登録	2月	●		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	○	
	EE	エストニア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	83/△	◎	公報	2月	●		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	○	
	ES	スペイン	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	84/△	◎	公開	2月	●		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	○	
	FI	フィンランド	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	登録	10 更	85/△	◎	公開	2月	●		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	○	
	FR	フランス	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	86/△	◎	公開	2月	○● (備)		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	○	(備)絶対的拒絶理由は何人も庁に、利害関係者は裁判所にも請求できる。相対的拒絶理由は先に権利を有する者が庁又は裁判所に請求できる。

州名	国コード	国又は地域名	1 パリ条約	2 WTO協定	3 TLT	4 協定議定書	5 ニース協定	6 商標法	7 現地代理人の必要性	8 審査制度	9 権利の付与原則	10 本国登録要件	11 存続期間 起算日	11 存続期間 期間（年）	12 不使用取消（年／請求先）	13 譲渡要件	14 異議申立 起算日	14 異議申立 期間	15 無効審判 起算日	15 無効審判 期間	16 分類	17 国際分類	18 広域制度	19 一出願多区分制の有無	備考
欧州	GB	英国	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	87/△	◎	公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○	－	○	
	GR	ギリシャ	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	○	出願(備1)	10 更	88/△	◎	公開(備2)	4月	○		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	○	(備1)出願の翌日から起算する。 (備2)公開(公告)の翌月の16日から起算する。
	HR	クロアチア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	89/△	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	○	(備)EUの加盟候補国
	HU	ハンガリー	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	90/△	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	○	
	IE	アイルランド	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	91/△	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	○	
	IS	アイスランド	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	○	登録	10 更	92/△	◎	公報	2月	●		商品 34 サービス 11	○	－	○	
	IT	イタリア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	93/△	◎	公告	3月	●		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	○	
	LI	リヒテンシュタイン	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	94/△	◎	×		○		商品 34 サービス 11	○	－	○	
	LT	リトアニア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	95/△	◎	公報	3月	○		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	○	
	LU	ルクセンブルク	○	○	○(備1)	○	○	○(備1)	要	○	先願	×	出願	10 更	96/△	◎	公開(備2)	2月	●(備3)		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	○	(備1)ベネルクス統一商標法。 (備2)公告(公開)の翌月1日から起算する。 (備3)一部、登録から5年の期限の定めがある場合もある。
	LV	ラトビア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	97/△	◎	登録	3月	●		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	○	
	MC	モナコ	○	×	○	○	○	○	－	○	先願	－	出願	10 更	98/△	◎	－		○		商品 34 サービス 11	○	－	○	
	ME	モンテネグロ	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	99/△	◎	公開	90日	○		商品 34 サービス 11	○	－	○	
	MK	北マケドニア	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	－	出願	10 更	100/△	◎	公報	90日	○		商品 34 サービス 11	○	－	○	
	MT	マルタ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	×	登録	10 更	101/△	◎	－		○		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	×	
	NL	オランダ	○	○	○(備1)	○	○	○(備1)	要	○	先願	×	出願	10 更	102/△	◎	公開(備2)	2月	○(備3)		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	○	(備1)ベネルクス統一商標法。 (備2)公開(公告)の翌月1日から起算。 (備3)一部、登録から5年の期限の定めがある場合もある。
	NO	ノルウェー	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	○(備)	出願	10 更	103/△	◎	公報	3月	●		商品 34 サービス 11	○	－	○	(備)パリ条約及びWTO加盟国からの出願、並びに現地で営業活動をしている出願人の出願の場合は、本国登録要件は免除される
	PL	ポーランド	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	104/△	◎	公報	6月	○		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	○	
	PT	ポルトガル	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	登録	10 更	105/△	○	公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	○	
	RO	ルーマニア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	106/△	◎	公開	2月	●		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	○	
	RS	セルビア	○	△	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	107/△	◎	×		●		商品 34 サービス 11	○	－	○	(備)無効宣言請求制度。一部の無効理由には期間の制限がある。
	SE	スウェーデン	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	登録	10 更	108/△	◎	登録	2月	○		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	○	
	SI	スロベニア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	×	出願	10 更	109/△	◎	公開	3月	●		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	○	
	SK	スロバキア	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	○	出願	10 更	110/△	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	EUIPO	○	
	SM	サンマリノ	○	×	×	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	111/△	◎	公報	3月(備)	○		－	－	－	－	(注)サンマリノ・イタリア条約に基づき、イタリアで取得した商標権が効力を有する。 (備)情報提供制度もあり(公告日から4月)。
	VA	バチカン	○	△	×	×	×	イタリア商標法は適用されないが、バチカン法廷はイタリア法を適用する裁量権を有する									左記参照						－		

州名	国コード	国又は地域名	1 パリ条約	2 WTO協定	3 TLT	4 協定議定書	5 ニース協定	6 商標法	7 現地代理人の必要性	8 審査制度	9 権利付与の原則	10 本国登録要件	11 存続期間 起算日	11 存続期間 期間（年）	12 不使用取消（年／請求先）	13 譲渡要件	14 異議申立 起算日	14 異議申立 期間	15 無効審判 起算日	15 無効審判 期間	16 分類	17 国際分類	18 広域制度	19 一出願多区分制の有無	備考
北中南米	AG	アンティグア・バーブーダ	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	－	出願	10 更	3/△	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 11	○	－	－	
	AR	アルゼンチン	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	－	登録	10 更	5/▲	◎	公開	30日	●		商品 34 サービス 11	○	－	○	
	BB	バルバドス	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	－	登録	10 更	5/▲	◎	公開	90日	○		商品 34 サービス 11	○	－		
	BO	ボリビア	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	－	登録	10 更	3/△	◎	公開	30日	登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○	－		(備)絶対的理由による場合は無期限。
	BR	ブラジル	○	○	×	○	×	○	要	○	先願	－	登録	10 更	5/△	◎	公開	60日	○●(備)		商品 34 サービス 11	○	－	×	(備)利害関係人であれば登録日を起算日として、庁への無効審判請求は180日以内、裁判所へは出訴は5年以内
	BS	バハマ	○	△	×	×	×	○	－	○	先使用	×	出願	14 更	5/▲	○	公開	1月	○		商品 50(備)	－	－		(備)旧英国商品分類採用
	BZ	ベリーズ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	－	出願	10 更	5/△	◎	公開	(備)	○		商品 34 サービス 11	○	－		(備)期限の定めはない。
	CA	カナダ	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	×	登録	10 更	3/△	◎	公開	2月	○		なし	－	－	－	
	CL	チリ	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	－	登録	10 更	×	◎	公開	30日	●		商品 34 サービス 11	○	－	○	
	CO	コロンビア	○	○	○	○	×	○	要	○	先願	－	登録	10 更	3/△	◎	公開	30日	登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○	－	○	(備)絶対的拒絶理由を理由とする場合は無期限。
	CR	コスタリカ	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	×	登録	10 更	5/△	◎	公開(備)	2月	登録	4年	商品 34 サービス 8	○	－		(備)最初の公告(公開)。
	CU	キューバ	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	－	出願	10 更	3/△	◎	－		○		商品 34 サービス 8	○	－	－	
	DO	ドミニカ共和国	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	×	登録	10 更	3/△	◎	公開	45日	○		商品 34 サービス 11	○	－		
	DM	ドミニカ	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	－	出願	10 更	3/△	◎	公開	－	●		商品 34 サービス 11	○	－		
	EC	エクアドル	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	－	登録	10 更	3/△	◎	公開	30日	登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○	－	×	(備)絶対的拒絶理由及び悪意による出願であることを理由とする場合は無期限に庁に請求できる。
	GD	グレナダ	○	○	×	×	×	○	商標法の条文等の情報を入手できず内容未確認								左記参照						－		
	GT	グアテマラ	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	－	登録	10 更	5/△	◎	公開(備)	2月	○		商品 34 サービス 8	○	－		(備)最初の公告(公開)。
	GY	ガイアナ	○	○	×	×	×	○	(備1)	○	先願	－	出願	7 更14	5/△	◎	公開	1月	○		商品 50(備2)	×	－		(備1)登録官が要求した場合。 (備2)独自分類
	HN	ホンジュラス	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	×	登録	10 更	3/△	◎	公開	30日	○		商品 34 サービス 8	○	－		
	HT	ハイチ	○	○	×	×	×	○	－	×	先使用	－	登録	10 更	5/△	◎	公開	2月	○		商品 34 サービス 8	○	－		
	JM	ジャマイカ	○	○	×	×	○	○	－	○	先願	－	出願	10 更	3/△	◎	公開	2月	○		商品 34 サービス 11	○	－		
	KN	セントクリストファー・ネービス	○	○	×	×	○	○(備)	要	○	先願	－	出願	10 更	3/△	◎	公開	1月	●		商品 34 サービス 11	○	－		(備)英国商標の再登録制度あり。
	LC	セントルシア	○	○	×	×	○	○	－	○	先使用	－	出願	10 更	3/△	◎	公開	3月	●		－	○	－		
	MX	メキシコ	○	○	×	○	○	○	要	○	先願	－	出願	10 更	3/△	◎	公開	1月	○		商品 34 サービス 11	○	－	×	
	NI	ニカラグア	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	－	登録	10 更	3/△	◎	公開	2月	●		商品 34 サービス 11	○	－		
	PA	パナマ	○	○	○	×	×	○	要	○	折衷	－	出願	10 更	5/△	◎	公開	2月	登録	10年	商品 34 サービス 11	○	－		
	PE	ペルー	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	×	登録	10 更	3/△	◎	公開	30日	登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○	－	○	(備)絶対的拒絶理由及び悪意による出願であることを理由とする場合は無期限。
	PY	パラグアイ	○	○	×	×	○	○	要	×	先願	－	登録	10 更	5/△	◎	公開	60日	○		商品 35 サービス 10	○	－		
	SR	スリナム	○	○	×	×	○	○	要	○	先願	－	出願	10 更	3/△	○	公報	9月	○		商品 34	○	－		
	SV	エルサルバドル	○	○	○	×	×	○	要	○	先願	－	登録	10 更	－	◎	公開	2月	登録	5年(備)	商品 34 サービス 8	○	－		(備)絶対的拒絶理由及び悪意による出願であること を理由とする場合は無期限。
	TT	トリニダード・トバゴ	○	○	○	○	○	○	要	○	先願	－	出願	10 更	5/△	◎	公開	3月	○		商品 34 サービス 8	○	－	○	
	US	米国	○	○	○	○	○	○	－	○	折衷	－	登録	10 更	3/△	○	公開	30日	登録	5年(備)	商品 34 サービス 11	○	－	－	(備)悪意による出願である事を理由とする場合等、 一部の例外については無期限。
	UY	ウルグアイ	○	○	×	×	○	○	要	○	折衷	－	登録	10 更	×	◎	公開	30日	登録	15年 (備)	商品 34 サービス 11	○	－		(備)絶対的拒絶理由及び悪意による出願であること を理由とする場合は無期限。
	VC	セントビンセント	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	－	出願	10 更	3/△	◎	公報	3月	●		－	○	－		
	VE	ベネズエラ	○	○	×	×	×	○	要	○	先願	－	登録	15 更	－	◎	公開	30日	登録	2年(備)	－	○	－		(備)登録日から起算する。

州名	国コード	国又は地域名	1 パリ条約	2 WTO協定	3 TLT	4 協定議定書	5 ニース協定	6 商標法	7 現地代理人の必要性	8 審査制度	9 権利付与の原則	10 本国登録要件	11 存続期間 起算日	11 存続期間 期間（年）	12 不使用取消（年／請求先）	13 譲渡要件	14 異議申立 起算日	14 異議申立 期間	15 無効審判 起算日	15 無効審判 期間	16 分類	17 国際分類	18 広域制度	19 一出願多区分制の有無	備考
国際機関	EM	欧州連合知的財産庁(EUIPO)	×	×	×	○	×	○	要	○	先願	×	出願	10 更	5(備1)/△	◎	公開（備2）	3月	登録（備2）	2月	商品 34 サービス 11	○		○	(備1)欧州連合内における継続した不使用の期間。 (備2)相対的拒絶理由は利害関係人が、絶対的拒絶理由は何人も申立可能。
	AP	アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)	×	△	×	×	×	○	要	×	先願（備1）	×	出願	10 更	○（備2）	◎	（備3）		（備2）		商品 34 サービス 11	○		○	(備1)各指定国が独立した先願主義 (備2)各指定国の国内法による。 (備3)暫定通知から公告までの間
	OA	アフリカ知的財産機関(OAPI)	×	△	×	○	×	○	要	○	折衷	×	出願	10 更	5/▲	◎	公開	3月	●		商品 34 サービス 11	○		○	

（資料）特許庁「令和6年度各国産業財産権制度に関する情報調査・整備事業」による調査結果及び特許庁調べ。

（備考）

1 パリ条約の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。

2 WTO協定の項中、「○」は同協定に加盟していることを、「×」は同協定に未加盟であることを、「△」はオブザーバー加盟であることを示す。

3 TLT（商標法条約）の項中、「○」は同条約の締約国であることを、「×」は未締約国であることを示す。

4 マドリッド協定議定書の項中、「○」は「標章の国際登録に関するマドリッド協定についての議定書」に加盟していることを、「×」は同議定書に未加盟であることを示す。

5 ニース協定の項中、「○」は同条約に加盟していることを、「×」は同条約に未加盟であることを示す。

6 商標法の項中、「○」は商標法があることを、「×」は商標法がないことを示す。

7 現地代理人の必要性の項中、「要」は現地に居所を有しない者は、手続きを行う際に現地代理人を必要とすることを示す。

8 審査制度の項中、「○」は方式的な観点だけでなく、実体的な観点からの審査(顕著性、先行商標審査等を含む。)を行うことを、「×」は方式的な観点からの審査のみ行うことを示す。

9 権利付与の原則の項中、「先願」は先願主義を採用していることを、「先使用」は先使用主義を採用していることを、「折衷」は折衷主義を採用していることを示す。
先願主義とは、商標権の発生が先願者に対する登録に基づくものを、先使用主義とは、商標権の発生が商標の使用に基づくものをいい、折衷主義とは先願主義と先使用主義とが併存することをいう。

10「本国登録要件」とは、外国人が自国以外の国へ出願する場合に、自国において事前に商標登録がなされていることを要求されるか否かを表す。本項目中、「○」は本国における事前の商標登録が必要であることを、「×」は本国における事前の商標登録が不要であることを示す。

11 存続期間における起算日は、存続期間の起算日を示し、「出願」は出願日を、「登録」は商標登録日を、「公報」は商標公報発行日（登録公告日）を、それぞれ起算日とすることを示す。また、期間の項は「権利の存続期間（年単位）」を示し、更新制度を有する場合において「更新期間が存続期間（例えば10年）と同じ場合」には「10 更」と記し、「更新期間（例えば14年）が存続期間(例えば7年)と異なる場合」には「7 更14」のように記している。

12 数字は取消の対象となる不使用期間の年を表す。また、「△（▲）」は不使用取消の請求先が「特許庁（裁判所）」であることを、「×」は不使用取消審判制度に類する制度が存在しないか、確認できないことをを示す。

13 譲渡要件の項中、「◎」は営業とは無関係に商標権のみの譲渡が許されることを、「○」は商標権の譲渡が営業の譲渡と同時であることを要することを示す。

14「異議申立」の項中、「×」は「異議申立制度がない場合」を示す。また、この異議申立における起算日は、異議申し立てができる期間の起算日を示し、「公開」は出願公開日（登録前）を、「登録」は商標登録日を、「公報」は公報発行日(登録公告日)を、それぞれ起算日とすることを示す。

15 無効審判の項中、「○（●）」は「特許庁（裁判所）」に請求できる無効審判制度がある場合を示す。「×」は無効審判制度に類する制度が存在しないか、確認できないことをを示す。また、無効審判における起算日は、無効審判の請求ができる期間の起算日を示し、「公報」は特許公報発行日（登録公告日）を、起算日とすることを示す。

16 分類の項中、表記は採用している分類表における分類の商品及びサービス別の数を示す。

17 国際分類の項中、「○」は標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づく国際分類を採用している場合を、「×」は採用していない場合を示す。

18 広域制度の項中、「EUIPO」は欧州連合加盟国を示す。

18 広域制度の項中、「ARIPO」はアフリカ広域知的財産機関加盟国を示す。

18 広域制度の項中、「OAPI」はアフリカ知的財産権機関加盟国を示す。

上記表中、タンザニアは旧タンガニーカ及び旧ザンジバルの領域をもって構成されており、知的財産権の保護は、この両地域においてはそれぞれの法律により行われている。

ARIPO加盟国について、ARIPOで登録された商標権の効力が及ぶのは、域内での標章に関するバンジュール議定書に署名しているボツワナ、カーボベルデ、エスティワニ、ガンビア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナンビア、サントメ・プリンシペ、ウガンダ、タンザニア及びジンバブエの13国。

上記表の全ての項に共通して、「-」は不明な場合を示す。

※ 情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際協力課外国相談係（Eメール: PA0842@jpo.go.jp）までご連絡いただけると幸いです。なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問い合わせ先：国際協力課